

瀬戸市図書館協議会条例をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第10号

瀬戸市図書館協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、瀬戸市立図書館（以下「図書館」という。）の運営に関し協議をするため、瀬戸市図書館協議会を設置し、市民の教育及び文化の発展を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(設置)

第2条 法第14条第1項の規定に基づく図書館協議会として、瀬戸市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

(担当事務)

第4条 協議会は、図書館が行う図書館奉仕に関し瀬戸市立図書館条例（昭和45年瀬戸市条例第19号）第6条に規定する館長（以下「館長」という。）に意見を述べることができる。

2 協議会は、館長の諮問に応じて、図書館の運営に関し調査審議する。

(委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者の中から瀬戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

(1) 学校教育又は社会教育の関係者

- (2) 図書館利用者
 - (3) 学識経験者
 - (4) その他教育委員会が必要と認める者
- (任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、任期中においても委員を解任することができる。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第10条 この条例で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。